

研究開発センター ニュースレター

「研究開発センター ニュースレター」は、科研費等の公的研究費や学内の研究費等の使用に係る不正防止のための啓発活動の一手段として、研究費の使用ルールの紹介や文科省が発表する研究費不正事例等を紹介していくと共に、研究開発センターにおける研究支援活動の紹介も含めて全構成員へ発信するものです。

2023年度 科学研究費助成 事業の採択件数 と配分額が発表 されました。

2023年12月、文部科学省より「令和5年度科学研究費助成事業の配分について」が発表されました。この発表による本学の状況をご報告します。

◆2023年度の採択件数・配分額

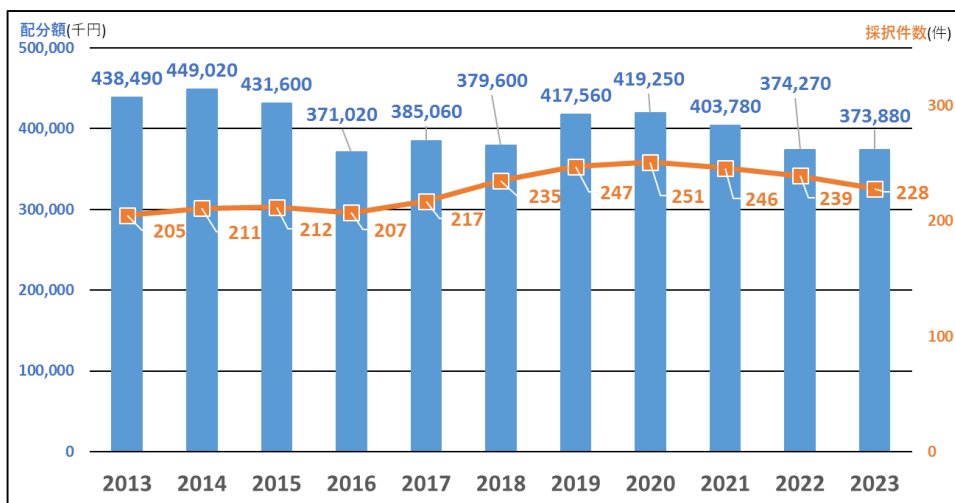
本学の新規採択と継続採択の合計件数は228件で昨年度より11件少なくなりましたが、全国の国公立大学・研究機関における順位は昨年度と同じ83位でした。

新規採択件数は昨年比34%増の71件で、全国順位も昨年の107位から78位へ上昇しました。新規採択率は昨年の30.6%から38.0%へ上昇し、全国順位は19位でした。

	2023(令和5)年度	全国順位	昨年度(2022年度)	全国順位
新規応募件数	187件	104位	173件	116位
新規採択件数	71件	76位	53件	107位
新規採択率	38.0%	19位	30.6%	94位
継続採択件数	157件	-	186件	-
合計採択件数	228件	83位	239件	83位
合計配分額	373,880千円	107位	374,270千円	110位

◆採択件数・配分額の推移

本学の科研費採択件数と配分額推移(新規+継続課題 2013～2023年度)



公的研究補助金 監査での指摘事 項について

6月下旬から8月上旬にかけて実施された2023年度公的研究補助金監査について、監査法人からの最終報告と、監事も交えた意見交換会が1月16日に開催されました。

今年度の監査では、課題の最終年度の年度末付近の物品購入に際し、年度末に購入する合理的理由の記述が不十分なケースや、出張届の事後提出、出張報告書の提出遅延等について指摘がありました。

基金課題の最終年度末付近および補助金課題の各年度末付近の物品購入は監査等において「目的外使用」が疑われやすくなります。購入の必要性(理由)を事務より伺いする場合がありますのでご理解をお願いします。特に1月以降は精算業務等が集中するため物品調達に時間がかかります。事務発注の物品購入の申請は通常より余裕をもって早めの申請をお願いします。また、出張においては**出張届(事前提出)**と**出張報告書(終了後14日以内に提出)**の期限を遵守いただきますようお願いいたします。

研究不正防止に関する認知度調査の結果をご報告します。

文部科学省による「公的研究費の管理・監督のガイドライン」にて実施が義務付けられている啓発活動のひとつとして、12月末から1月にかけて「研究不正防止に関する認知度調査」を専任教員を対象に実施しました。この結果の一部をご報告します。調査にご協力いただいた皆様には改めてお礼を申し上げます。

◆ガイドライン、規程等の認知度

この調査では主に、研究不正防止に関する規程やガイドラインの認知度を答えていただきました。今回は「公的研究費の受給経験がある」と回答した人(184名)を母数とした集計結果をご報告します。

「法政大学研究倫理規程」「法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン」「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」は比較的認知度が高い一方、文部科学省「公的研究費の管理・監督のガイドライン」「法政大学における公的研究費等の不正防止計画」は認知度が低い結果となりました。ただし、文科省のガイドラインは「名称は知っている～」まで含めると認知度は9割近くに上っています。

※今年度または過去に公的研究費の受給経験があると回答した人(184人)を母数として集計	内容を確認したことがある	名称は知っているが内容を確認したことはない	知らなかった
法政大学研究倫理規程	77.7% 143人	16.3% 30人	6.0% 11人
法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン	73.4% 135人	21.7% 40人	4.9% 9人
研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	69.6% 128人	20.7% 38人	9.8% 18人
法政大学における公的研究補助金等の使用に関する行動規範	63.0% 116人	22.8% 42人	14.1% 26人
研究費不正防止リーフレット	61.4% 113人	17.9% 33人	20.7% 38人
文部科学省「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」	59.2% 109人	30.4% 56人	10.3% 19人
法政大学における公的研究費等の不正防止計画（第四次）	47.3% 87人	32.1% 59人	20.7% 38人

	知っている	知らない
本学における公的研究補助金等の不正使用に関する通報受付窓口	70.1% 129人	29.9% 55人

◆調査の概要

- 調査対象
- 本学専任教員(790名)
- 調査期間
- 2023年12月27日～2024年1月20日
- 調査方法
- メールにて告知、Googleフォームにて回答収集
- 回答数
- 222名(回答率28.1%) うち、公的研究費受給経験あり:184名

2023年11月29日、本学専任教員による公的研究補助金の不正使用についての調査結果を大学公式webサイトにて公表しました。

今回の不正使用は人件費における目的外使用で、当該研究費の研究課題とは異なる内容の業務を被雇用者に従事させていたことが告発によって明らかになったものです。調査委員会による調査の結果、不正使用と認定された人件費分を大学から委託元機関へ返金することになったほか、法政大学や所属学部が関係省庁や資金元機関から指名停止や新規補助金交付停止等の措置を受けることになりました。

研究費不正使用が発生すると、研究者本人だけでなく大学や学部なども補助金交付停止などの措置を受けることになり、その後に実施される各種監査においても通常より厳しい調査が課されることとなります。公的研究費の目的外使用については2023年8月9日発行のニューズレターで、人件費・謝金における注意は2023年12月1日発行のニューズレターで詳しく説明しています。ご確認のうえ、適正な執行をお願いします。

本学教員による公的研究費不正使用について

TOPIC

科研費専用のコーポレートカードを2024年度より新たに導入します。

すでに本学で導入している「DCコーポレートカード」は科研費に係る支出には使用することができませんでしたが、2024年度より、新たに科研費専用のコーポレートカード(クレジットカード)を導入することになりました。科研費課題をお持ちの先生方全員にコーポレートカードを交付します。科研費に係る支出の決済をこのカードで行うと、大学の科研費管理口座から直接カード会社に支払いが行われるため、立て替え払いの必要がなくなります。文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」では、コーポレートカードの導入等により研究者が支払に関与する必要のない仕組みを導入することが望ましいとされています。ご理解とご協力をお願いいたします。